

保険者協議会の取組

- 医療保険の保険者(以下「保険者」という。)は、これまでも保健事業を行ってきたところであるが、都道府県ごとに健康水準や医療費水準に格差がある中で、都道府県単位で保険者が共通認識を持ち、行政や医療関係者等の協力を得ながら、生活習慣の改善から始める健康づくりの推進等について整合的な対応を行うことが求められている。
- また、生活習慣病対策や、その中でも特に被用者保険の被扶養者等に対する対策については、職域保健・地域保健が連携して取り組む必要がある。



保険者の連携協力を円滑に行うため、都道府県内の保険者を構成員として、都道府県ごとに**保険者協議会**を設置。

《構成員》市町村国保 国保組合 健保組合 共済組合 協会けんぽ 後期高齢者医療広域連合 都道府県
《事務局》国民健康保険団体連合会

- ◇市町村(地域保健)との連携
- ◇医療関係者との連携・協力
- ◇保険者間の物的・人的資源の共同利用
- ◇保険者間の知識・ノウハウの共有
- ◇特定健診等の円滑な実施のための協力

- ◎医療費の分析
- ◎マンパワーの確保(研修の実施)
- ◎ホームページを活用した周知・情報提供
- ◎健診・保健指導の評価・検討
- ◎集合契約による健診・保健指導の体制確立